

第 53 号

令和元年度熊本県電気事業会計資本剰余金の処分、資本金の額の減少及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により令和元年度熊本県電気事業会計において生じた資本剰余金の処分について議決を求め、同条第4項の規定により令和元年度熊本県電気事業会計に係る資本金の額の減少について議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により令和元年度熊本県電気事業会計決算について認定を求める。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫